



米子市長定例記者会見資料	
令和6年10月17日	
担当課 (担当者)	市民二課 足立
電話 (0859) 23-5377	

報道機関 各位

鳥取県初「おくやみ手続きナビ」を導入します

令和6年11月1日から、死亡に伴う各種手続きを抽出できる Web サービス「おくやみ手続きナビ」を導入します。ご遺族がスマートフォンやパソコンを使って簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きや持ち物などを確認することができます。

記

1 「おくやみ手続きナビ」でできること

- ・多岐にわたる死亡に関する手続きの中から、必要な手続きを抽出できる
- ・ご自宅などでも必要な手続きや持ち物を事前に確認できる

2 ご利用の流れ（イメージ）

- ①スマートフォンやパソコンを利用し、米子市役所ホームページのおくやみコーナー案内ページ下部にある、「おくやみ手続きナビ」へのリンクをクリックする。
- ②簡単な質問に回答する。（図1）
- ③回答の内容に合わせて、必要な手続きの一覧が抽出される。（図2）
- ④手続き名をクリックすると、持ち物や担当課など、詳細が確認できる。（図3）

全国自治体おくやみ手続きナビ

亡くなった方の年齢について、あてはまるものを選んでください

- 亡くなった方は20歳未満であった
- 亡くなった方は20～39歳であった
- 亡くなった方は40～59歳であった
- 亡くなった方は60～64歳であった
- 亡くなった方は65～69歳であった
- 亡くなった方は70～74歳であった
- 亡くなった方は75歳以上であった

次へ

▲（図1）質問に回答

全国自治体おくやみ手続きナビ

マイナンバーカードの返納

印鑑登録証（カード）の返却または破棄

遺族基礎年金の請求

遺族厚生年金の請求

後期高齢者医療保険証の返却

後期高齢者医療費の支給申請

介護保険被保険者証の返却

介護保険負担割合証の返却または破棄

▲（図2）手続き一覧

全国自治体おくやみ手続きナビ

トップ > 米子市での手続き > 質問に答えて検索 > あなたに該当する手続き（米子市） > 後期高齢者医療費の支給申請

後期高齢者医療費の支給申請（米子市）

加入者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。

手続きできる人

葬祭執行者（親主）

持ち物

・ 口屋番号確認書類（ご遺族のもの）

▲（図3）手続きの詳細



▲米子市おくやみコーナーの案内ページ（11月1日よりリンク設置予定）

3 導入時期 令和6年11月1日から

裏面をご覧ください

(参考)

■おくやみコーナーについて

- ・令和4年10月11日からおくやみコーナーのサービス開始。
- ・相談ブースで各手続きの担当部署の職員が入れ替わり説明をすることで、利用者の移動の負担を軽減。
- ・来庁の3日前までに予約が必要。予約された方には利用日までに必要な手続き、準備いただくものを職員より事前連絡。
- ・予約いただくことで事前に故人の情報を届出書に反映させ、利用者が記載する負担を軽減。
- ・予約がない場合は、手続きの絞り込みや窓口の案内等のサポートを実施。

○おくやみコーナー利用実績

令和5年度 1, 282件 (死亡者 1, 894人 利用率67.7%)

令和6年4月～8月 553件 (死亡者 756人 利用率73.1%)

■おくやみハンドブックについて

- ・令和5年8月から配布開始。
- ・死亡に係る手続きを1冊にまとめることで、ご遺族が分かりやすくスムーズに手続きを進めることができる。
- ・死亡届出時にご遺族へお渡しするほか、総合案内や市内公民館等でも配布。
- ・令和6年度は3000部配布予定。

2 問い合わせ先 米子市市民二課スマート窓口担当 長尾
電話番号 (0859) 21-4565